

光國寺 合葬墓 使用規則

第1条 目的

光國寺は、墓地、埋葬等に関する法律第2条第4項に規定する墳墓として、光國寺合葬墓（複数の焼骨を埋蔵するための施設をいう。以下「合葬墓」という。）を設置し、光國寺門信徒及び浄土真宗門信徒の用に供する。

第2条 管理運営

合葬墓の管理運営主体は光國寺とし、管理責任者は光國寺代表役員とする。

第3条 利用資格

- 1) 光國寺門信徒及び浄土真宗門信徒の方。
- 2) 現在、遺骨をお持ちの方、もしくは改葬（墓じまい等）を予定している方でご契約後6ヶ月以内にご納骨が可能な方。
- 3) 光國寺住職（以下「住職」という）が特に認めた方。

第4条 使用許可

合葬墓を使用しようとする者は、あらかじめ住職の許可を受けなければならない。

第5条 申込方法

- 1) 申し込みは指定の用紙に必要事項を記入し、署名・捺印の上行う。
- 2) 申込み時には、申込書、申込者の本人確認書類、第6条に定める合葬墓使用懇意を納める。
- 3) 申込み完了後、住職は合葬墓使用許可書を交付する。

第6条 使用懇意

合葬墓使用懇意は下記の通りとし、事情により契約を解除しても原則として返還しない。

個別安置 10年間安置し、その後合葬いたします。	1体につき 20万円
即時合葬（受付以降の遺骨の返却はできません）	1体につき 15万円
個別安置期間の延長	1体につき 10万円

第7条 ステンレス銘板プレートの設置

合葬墓の使用を許可された者は、銘板（刻字）の申込みができる
法名の刻字代として別途30,000円（税込）を支払う。

第8条 個別安置期間

合葬墓の個別安置期間は、納骨日より10年とし、その期間を経過した時点で終了とする。

個別安置期間終了後は、管理者は施主の許可をとる事なく、合葬部分へ遺骨を合葬するものとする。

合葬部分に埋葬した遺骨については、如何なる場合でも返却はしない。

第9条 個別安置期間の延長

個別安置期間の延長を希望する場合は、施主は期間終了日までに個別安置期間の延長を光國寺へ申し出る事とする。
又、期間延長は10年とし、施主の事情により契約を解除しても返還はしない。
個別安置期間は延長含め最大30年までとする。

第10条 ご納骨

- 1) 施主は納骨時に火葬許可証（または改葬許可証）を提出する。
- 2) 個別安置納骨に收まりきらない遺骨がある場合、遺骨の一部を合葬部分に埋葬する。骨ツボのサイズは6寸までとする。
- 3) 合葬部分に埋葬した遺骨は、如何なる場合でも返却しない。

第11条 法式典礼（法要）の制約

本墓地における法式典礼は宗派で定める法式典礼をもって行うものとし、他の宗教団体等の法式典礼もしくは類似する行事等は一切行うことができない。

第12条 使用許可の取り消し

- 1) 住職は契約者が本規約に違反した場合、個別安置の使用許可を取り消すことができる。
- 2) 前項での使用許可を取り消した場合、遺骨は合葬部分に埋葬する。

第13条 事故の責任

- 1) 使用者が納骨施設に損害を与えた場合には、自己の責任により、補償または修復をしなければならない。
- 2) 災害等の不可抗力あるいは第三者の行為による損害については、光國寺の墓地管理責任は問えないものとする。

第14条 その他

- 1) 本規則は、光國寺代表役員の判断により改正される。
- 2) 本規則に定めのない規定については、その都度協議の上、光國寺代表役員の判断に従う。

附 則 本規則は、2025年4月1日から施行する。

管理者 宗教法人 光國寺